

# 給与からの特別徴収について

酒田市では、地方税法第41条及び第321条の4並びに酒田市税条例第45条の規定に基づいて、特別徴収に該当する給与所得者を雇用する事業所を、市・県民税の特別徴収義務者に指定させていただいております。(県内全市町村では平成26年度から特別徴収の完全実施を行っております。)

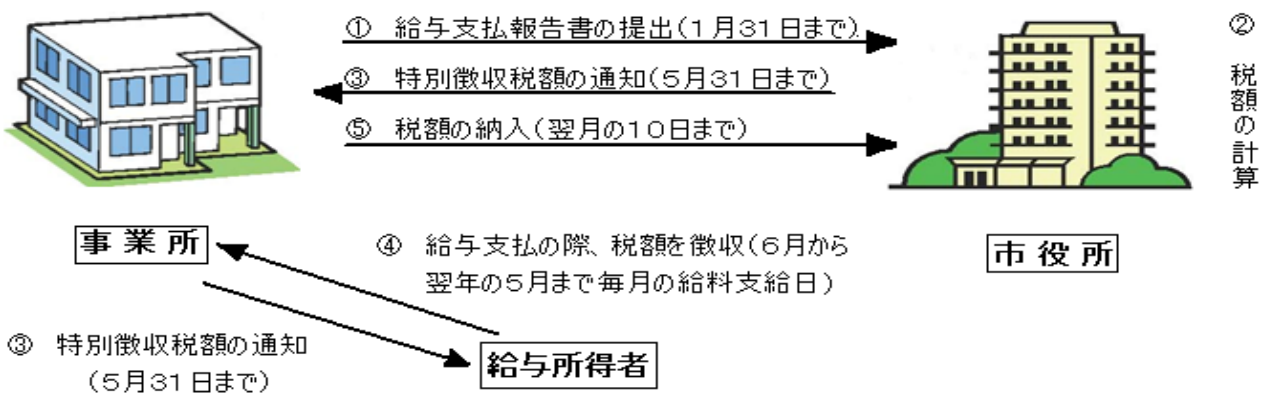
毎年1月に提出していただいている給与支払報告書を基に、年末調整(退職者を除き、給与の収入金額が2,000万円超で年末調整が行われない人を含みます。)が行われた給与所得者(従業員等)が4月1日現在引き続き雇用されている場合は、自動的にその給与支払者を特別徴収義務者に指定させていただいております。

給与支払報告書提出後に給与所得者が退職した場合は、異動届出書を提出しなければならないことになっています。詳細は裏面をご覧ください。

## 特別徴収とは

- ◎ 給与所得者の市・県民税を給与から引去りして、納入することを特別徴収といいます。
- ◎ 年税額を12回に分割した市・県民税を、6月分以後の給与から毎月引去りしていただき、引去りした月の翌月10日までに金融機関で納入していただくこととなります。
- ◎ 年税額が均等割(6,000円)だけの方は、6月分の1回だけとなります。
- ◎ 引去りの途中で給与所得者が退職等された場合は、「給与所得者異動届出書」を提出することにより、引去りできなかった税額は普通徴収(個人納付)又は最後の給与で一括して納付することとなります。

## 市・県民税特別徴収のしくみ



## 注意

パートやアルバイトのような従業員についても、年末調整が行われている場合は原則として特別徴収で通知させていただいております。6月以降の給与から市・県民税を引ききれない場合は4月15日まで異動届出書の提出をお願いします。

# 特別徴収事務Q & A

## Q 従業員が退職したのですが、手続きが必要ですか？

- A 従業員が退職される場合、または既に退職している場合は、「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」に必要事項を記入して、最後の給与の支払があった日の翌月10日まで市役所に提出してください。
- なお、1月以降に退職される場合は、最後の給与又は退職金で本人の申し出に基づくことなく、残りの税額をすべて一括で徴収しなければならないことになっています。

## Q 給与支払報告書提出後に、従業員が退職したのですが？

- A 特別徴収となっていなかった従業員が、給与支払報告書提出後から4月1日までの間に退職した場合は、「給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書」に対象者名、異動年月日、異動の事由等を記入し、4月15日まで給与支払報告書を提出した市町村に提出しなければならないことになっております。
- 4月2日から5月31日までの間に退職した場合は、特別徴収税額が通知された月の翌月10日までに必要事項を記入した異動届出書を提出してください。

## Q 年末調整未済者または乙欄該当者を特別徴収にしたいのですが？

- A 年末調整未済者（給与の収入金額が2,000万円超の方は特別徴収になります。）及び乙欄該当者は、原則、普通徴収（個人納付）となりますが、区分台紙で特別徴収に区分していただくことにより、特別徴収にすることができます。

## Q 近くに酒田市指定の取扱金融機関がないのですが？

- A 酒田市指定の取扱金融機関以外でも納入は可能ですが、手数料が必要になる場合がありますので、金融機関にお問い合わせください。
- なお、郵便局・ゆうちょ銀行（以下「郵便局」といいます。）で納入される場合は手数料は不要です。東北6県以外の郵便局から納入される場合は、「特別徴収のしおり」に綴られている「指定通知書」を郵便局の窓口へ提出することにより、その郵便局に限って納入することができるようになります。

## Q 従業員が少なく、納入に行く時間がないのですが

- A 事業所全体の従業員が常時10人未満の場合は、申請により年12回の納期を年2回（12月10日、6月10日）とする制度（納期の特例の承認）がありますのでご検討をお願いします。
- 納期の特例の承認申請書は、酒田市のホームページからダウンロードすることができます。

## Q 酒田市以外の市町村もしているのですか？

- A 山形県内の市町村でも平成26年度から給与支払者を特別徴収義務者に一斉指定することになりました。他の市町村でも特別徴収についての説明があり、特別徴収税額通知等が届くこととなります。

※ 特別徴収の手引き・異動届出書・区分台紙をホームページで公開しております。

# 山形県酒田市税務課

問合せ先：山形県酒田市本町二丁目2番45号  
0234(26)5712・5713・5714(直通)